

役場の組織等が変わります

課の名称や担当する業務の内容が一部変わります。4月1日から変更する課は次のとおりです。それ以外の課の名称や業務内容は今までと同じです。

＜課の名称＞		＜業務内容・担当課＞	
3月まで	4月から	3月まで	4月から
企業誘致推進課 (内線201、210)	企業誘致エコタウン課 (同)	・行政区に関すること ・住民自治組織に関すること	企画課 (内線361) 総務課 (内線313)

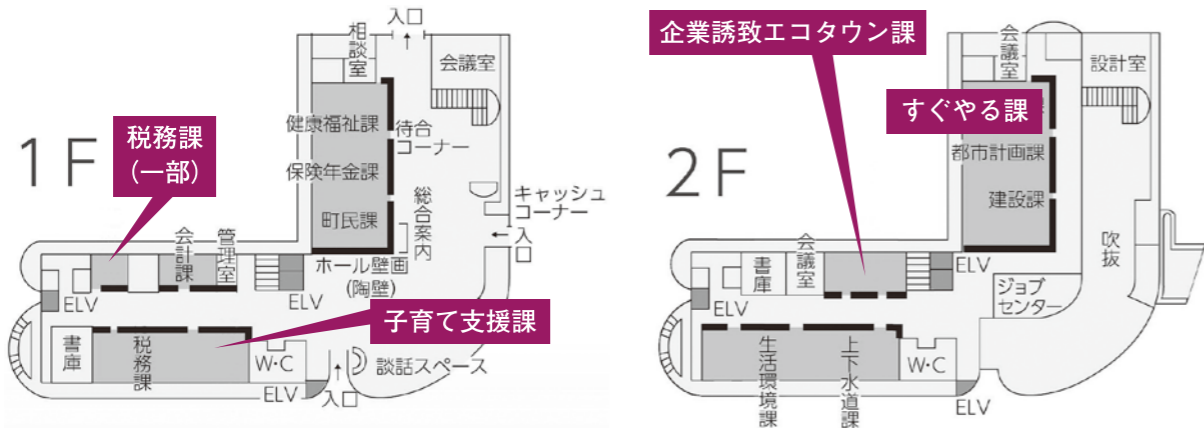
問い合わせ／各担当課（☎581・2121内線は上記参照）へ。

一部の課の窓口が移動します

4月1日から子育て支援課が2階から1階(税務課の東側事務室)に移動します。また、すぐやる課が1階から2階(現・子育て支援課事務室)に移動します。それに伴い、税務課の事務スペースも一部が移動します。

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線322、324）へ。

＜名称、または位置が変わる課＞



心浮き立つ春ですが、気持ちを引き締め事故防止！ 春の全国交通安全運動に向けて

4月6日から15日までの10日間「春の全国交通安全運動」が展開されます。4月は入学、新学期、入社などで皆さんの心弾む季節です。町には真新しいランドセルを背負った新1年生の姿も多く見られるようになります。こんなときドライバーの皆さんは、交通ルールに不慣れな子どもたちが「飛び出してくるかもしれない」という気持ちを持ち、予想外の行動にも対応できる運転を心がけてください。

保護者の皆さんは、子どもたちにとって最も身近な指導者です。日ごろから、道路の渡り方や交通事故の怖さについて言い聞かせ、きちんとしたお手本を示すようにしましょう。子どもは、大人の行動をしっかりと見ています。春の交通安全運動を機会に、みんなでの交通安全の大切さを再確認し、事故の防止に努めましょう。

なお、今回の運動期間中は次のような全国重点項目があります。

① **自転車の安全利用の推進**
自転車は「道路交通法」上、車やバイクと同様に車両です。飲酒運転、携帯電話やヘッドホン使用等の危険な運転はやめましょう。

また、保護者の方は自転車に乗車させる児童、幼児に必ずヘルメットを着用させましょう。

② **全ての座席のシートベルトと**

交通安全母の会による世帯訪問を実施しました！

寄居町交通安全母の会(郡司良子会長)では、昨年の9月18日から12月15日まで、「お達者訪問」と称して、世帯訪問による高齢者向けの交通安全運動を行いました。

交通安全母の会は町内全67行政区の中から各2人選出された会員にその他2人の役員を加えた計136人で活動しています。

母の会では期間中に、町内全域の世帯訪問を23日間行い、延べ289人を動員し、訪問した軒数は6,055軒にも上りました。

期間中は突然の訪問にもかかわらず、温かい対応をしてくださり、ありがとうございました。



チャイルドシートの正しい着用の徹底
チャイルドシートを使用しない！
こんなに危険！
チャイルドシート不使用者の死亡重傷率は使用者の約3・8倍です。そのまま座るのはもちろん、「だっこ」や「シートベルト」でも子どもたちの命は守れません！チャイルドシートは必ず適正に使用しましょう！

道路を利用するすべての皆さんが、飲酒運転の悪質性・危険性を認識し、お酒を飲んだら運転しないことはもちろん、飲酒運転の車にお酒を提供すること、お酒を飲んだ人に車を提供することは絶対にやめましょう。

③ **飲酒運転の根絶**
飲酒運転は、悲惨な重大交通事故を引き起こす可能性が高い悪質な犯罪です。

後部座席もシートベルトの着用を！
平成20年6月1日から、運転席、助手席に加えて「後部座席」のシートベルト着用が義務付けられています。後部座席でもシートベルトを正しく着用しましょう！

お問い合わせ／生活環境課（☎581・2122内線221）へ。

農地の管理を徹底しましょう！

町では、有害鳥獣による農作物の被害が増えています。被害原因の一つは、加害動物の頭数が増えていることです。昼夜を問わず田畑に出没し、作物を荒らす加害動物の出生率は上がり、しかも、冬場でもエサが豊富な現代では死亡数は少なく、頭数が増加していきまます。そのため例年、町ではイノシシやシカの駆除を実施しています。

また、遊休農地が増えていることも一因です。雑草が繁茂したままの荒地がイノシシやシカの隠れ場所となり、田畑に簡単にたどり着けるようになってしまったのです。農地の管理を徹底し、有害鳥獣を近づけないようにしましょう。

ポイントをまとめましたので参考にしてください。

- **ゴミ、収穫残さを集落・農地からなくす**
集落にゴミがあったり、農地に収穫物の残さを放置したりしていませんか？これは動物にとって立派なエサです。利益にならないからといって収穫せず畑に残しておく、それを食べる動物がやってきました。きちんと処分しましょう。
- **不要な果樹の伐採を検討する**
田畑のそばに果樹を植えている場合、実った果実が動物を引き寄せる原因になっていることもあります。「隣の畑の栗を食べているうちは、こっちには来ない」といった思い込みは禁物です。果実を収穫しない樹木であれば、思い切って伐採を検討しましょう。
- **農地での防護柵を設置する**
物理的な侵入防護柵は心理的にも効果的です。また電気柵も有効な手段となります。
- **草むら、ヤブを刈って見通しをよくする**
農地近くの山の草むらやヤブは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで田畑や人の様子をうかがっています。鳥獣害防止対策のポイントは、動物が隠れる場所をなくすることです。草むらやヤブはできるだけ刈り取りましょう。田畑からの見通しをよくしておけば、集落の誰もが動物の侵入見張り役となり、動物はますます近づきにくくなります。

町では遊休農地を解消するため、雑草抑制と地力増進効果のある花「ヘアリー・ベッチ」の種子助成や遊休桑園等活用事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／農林課（☎581・2121内線403）へ。

年金 あれこれ

退職(失業)による 特例免除制度を「存」してですか
厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額の保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職(失業)した年度および翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者配偶者世帯主の所得が基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、保険年金課へ提出してください。

年金受給権者の死亡は、年金事務所に
年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなりますが、年金を受けている方が亡くなったときは、日本年金機構(年金事務所)に「死亡届」の提出が必要です。この届け出が遅れると、年金を多く受け取りすぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、「ご注意ください」。

問い合わせ／埼玉県国民年金電話相談センター ☎525・1844、熊谷年金事務所 ☎522・5158、または保険年金課 ☎581・2121内線112へ。